

大 第 1 3 3 1 号
令和 6 年 3 月 2 1 日

一般社団法人千葉県産業資源循環協会 様

千葉県環境生活部大気保全課長
(公印省略)

千葉県環境保全条例及び自動車NOx・PM法に基づく周知依頼について

日頃より、本県の環境行政についてご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、千葉県環境保全条例では、千葉県内において自動車（軽自動車・二輪車・特殊自動車を除く。）を30台以上使用している事業者は、「自動車環境管理計画書」を提出する義務があり、さらに自動車NOx・PM法に基づく対策地域内において自動車（軽自動車・二輪車・特殊自動車を除く。）を30台以上使用している場合、「自動車使用管理計画書」を別途提出する義務があります。

また、同条例では、運転者に自動車を駐車又は停車するときのエンジンの停止並びに、収容能力20台以上又は面積500平方メートル以上の駐車場の設置者及び管理者には駐車場の利用者がアイドリング・ストップをするよう、看板の掲示等により周知することを義務づけております。

つきましては、大変お手数をお掛け致しますが、貴団体会員様へ周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【担当】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部大気保全課

自動車環境対策班

TEL：043-223-3557